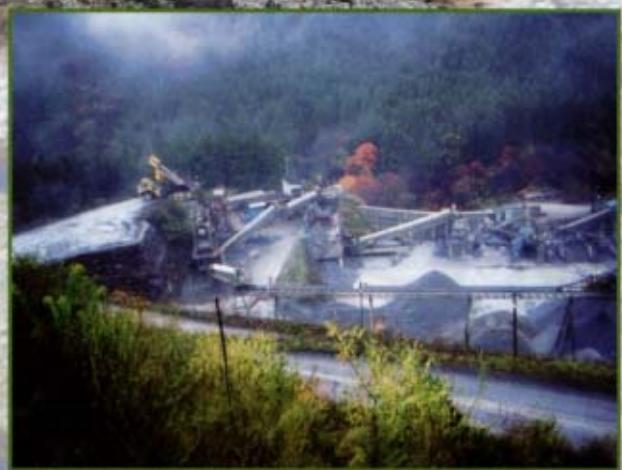


鉱業及び採石業における  
**快適職場づくり**



鉱業及び採石業における  
**快適職場づくり**

目 次

快適職場づくりが求められています	1
快適職場指針	1
快適職場指針のポイント	2
快適職場づくりの進め方	3
鉱業・採石業においての快適職場づくりの必要性	4
具体的な改善事例	6
作業環境	6、7
作業方法	8、9
サポートシステム	10、11
快適職場推進計画の認定制度のご案内	12
快適職場推進計画の認定を受けると	13

# 快適職場づくりが求められています

勤労者は、生活の3分の1を職場で過ごしています。職場は、いわば勤労者の生活の場ともいえます。その生活の場が暑すぎたり、寒すぎたり、騒音がひどかったり、粉じんが舞っていたり、不自然な姿勢や身体に負担がかかる作業であったりする場合はその人にとって不幸であるだけでなく、生産性の面からも能率の低下をきたします。

そこで、職場の環境について現状を的確に把握し、職場の意見、要望等を聞いて、快適職場の目標を掲げ、計画的に職場の改善を進めることが重要です。例えば、適切な温度・湿度の管理を行う、粉じんや騒音に曝される作業を少なくして作業者の心身の負担を軽減する、疲れた時に身体を横にすることのできる休憩室等を設置するなどの措置をします。

職場の快適性が高いと、職場のモラールの向上、労働災害の防止、健康障害の防止が期待できるだけではなく、職場の活性化に対しても良い影響を及ぼします。

## 快適職場指針

快適職場づくりは、労働安全衛生法第71条の2の規定により事業者の努力義務とされており、厚生労働大臣により「事業者が講すべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」（快適職場指針）が公表されています。

この快適職場指針のめざすものは、「仕事による疲労やストレスを感じることの少ない、働きやすい職場づくり」です。「快適職場づくり」を事業場の自主的な安全衛生管理活動の一環として位置付け、職場の「快適化」という目標を安全衛生委員会等で十分に検討して具体化すべきことを定めています。



# 快適職場指針のポイント

快適職場指針には、快適職場づくりを進めるための措置として、次の4つの事項が示されています。

## 作業環境

不快と感じることがないよう、空気の汚れ、臭気、温度、湿度等の作業環境を適切に維持管理すること。

## 作業方法

心身の負担を軽減するため、相当の筋力を必要とする作業等について、作業方法を改善すること。

## 疲労回復支援施設

疲労やストレスを効果的に癒すことのできる休憩室等を設置・整備すること。

## 職場生活支援施設

洗面所、トイレ等職場生活で必要となる施設等を清潔で使いやすい状態にしておくこと。



# 快適職場づくりの進め方

快適職場づくりを進めるためには、計画の作成、実行、評価、改善のサイクルを回して、作業環境や作業方法に関する不快な要因を取り除くとともに、リフレッシュルームの設置等の疲労回復を図るために施設等の充実を図ることによって「職場の快適さ」を高めることが必要です。



この場合、快適職場づくり推進体制の整備、安全衛生委員会の活動等による勤労者の意見の反映、より快適な職場づくりのための職場環境の見直し等を継続的、計画的に取り組むことが重要であるとしています。当然のことですが、職場が安全衛生関係法令等に違反しているような不安全な状態では、他のことがいかに快適になっていても、快適職場とはいえません。



# 鉱業・採石業における快適職場の必要性

鉱業及び採石業においては、屋外での作業が多いため、自然環境の影響を受けやすく、夏季や冬季は厳しい気候条件の下での作業となり、また、山地で足場の悪い作業場所や重量物を取り扱う作業も少なくないことから、快適職場の形成が強く求められるとともに、快適職場の形成を進めるためには、このような特質を踏まえた上で円滑な推進を図る必要があります。

## 労働力の確保

労働力人口の減少が見込まれる中で、働きやすい職場環境を整備し就労環境を改善することは将来にわたり労働力を安定的確保するために必要です。

## 労働災害の防止

粉じんや騒音作業が多いというこの業種特有の職場環境においても、快適職場を実現することは労働者の健康の確保と労働災害の防止に資するものと考えられています。

## 品質、生産性の向上

機械化を進めることは、省力化と労働強度の軽減に資するものであり、鉱業及び採石業の機械化の推進を含め、鉱業及び採石業の現場を快適化することは生産性の向上につながります。

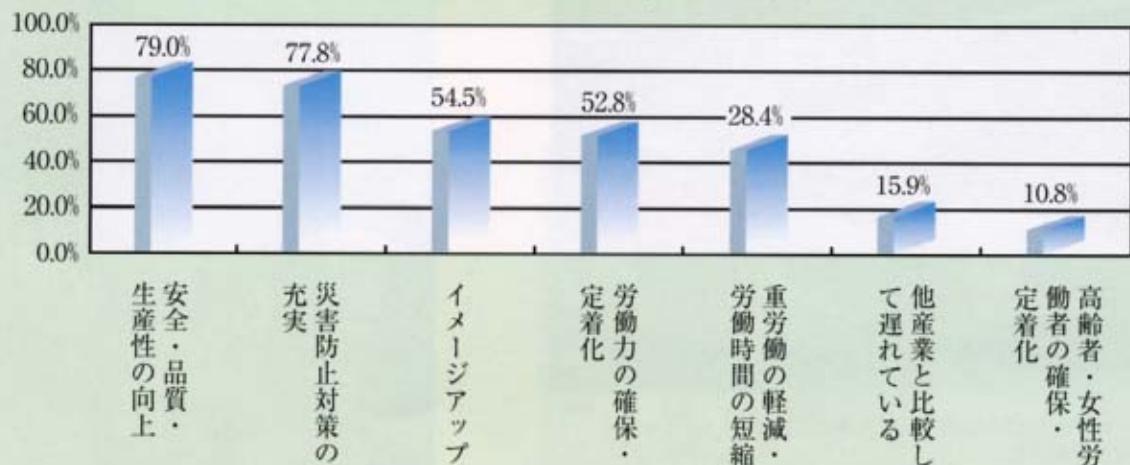
## 高齢者・女性に対する配慮

高齢者・女性にとって働きやすい職場は若年者にとっても働きやすい職場であり、すべての労働者にとって働きやすい快適な職場環境が求められています。

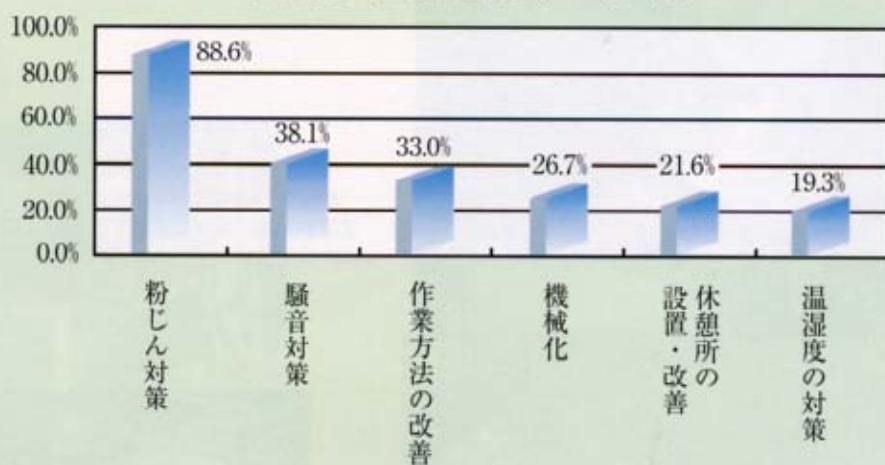
## 豊かな職場生活の実現

快適職場は働く人にとって満足感の高い仕事ができる職場としての基礎的条件を備えています。

### 快適化が必要と考える理由



### 快適化の重点を置くべき対策



「鉱業及び採石業快適職場推進委員会」（平成12年度）において石灰石鉱山、碎石業300事業場に実施したアンケート調査結果より

## 具体的な改善事例

## 空気環境



切羽から出る車両を自動洗浄機で洗車し、粉じんの発生を抑えた。

## 温熱条件



破碎、選鉱プラントを建家で囲い粉じんの拡散を防いた。

散水車の運転席から散水統を操作できるようにし、夏季や冬季の寒暖の影響や、粉じんにさらされないようにした。

## 温熱条件



運転席に冷暖房装置を装備したキャビン付きのダンプトラックやホイールローダーを導入して夏季、冬季における寒暖の影響や降雨、降雪、強風等の悪天候による影響を緩和した。

## 視環境



改善前



改善後

## 音環境



選鉱プラントでの作業時に従業員が騒音にさらされるため作業用通路の壁及び天井に遮音材を用い騒音を緩和した。

## 作業空間



鉱山道路の幅員を広げるとともに路肩を盛土し道路の境界を明確にした。

## 作業方法

破碎機の打撃板の点検交換作業を小さな点検口から行っていたが、  
破碎機のカバー全体を開閉式にすることにより作業姿勢を改善した。



破碎機



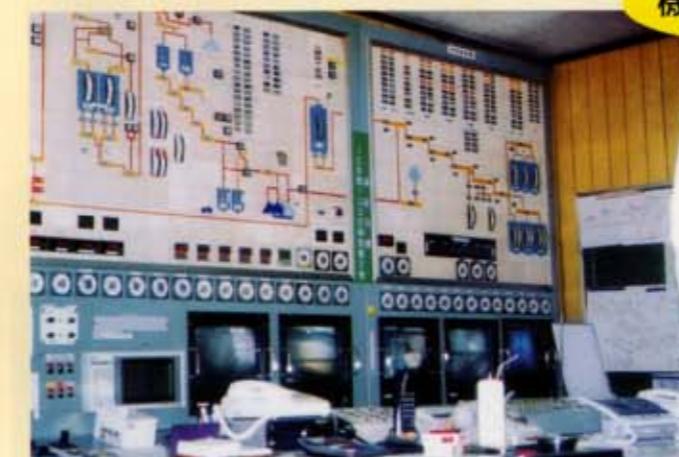
点検口

振動騒音作業等



作業者が振動や騒音にさらされていた小割室での原石の  
破碎作業を操作室からの遠隔操作にした。

機械操作等



破碎・選鉱プラント内の破碎機、ベルトコンベア等の機械の  
操作場所が離れていたのを、集中管理室から一連の操作ができる  
ようにし、作業員のプラント内の移動を減らした。

重筋作業



破碎機に詰まった原石を取り除くた  
めに小型のクレーンを設置して作業者  
の負担を軽減した。



はしごで大型トラックに乗り降りしていたが、手す  
りのついた階段を設置して楽に乗り降りできるよう  
になった。

## サポートシステム (疲労回復支援施設・職場生活支援施設)

### 休憩室



切り羽にある従業員の詰め所に臥床できるように畳み敷きの休憩室を増設し、個人用の収納ボックスも設置した。



切り羽の近くに休憩所を設置した。

### 洗身施設



従業員の数に応じた広さのシャワー室を設置した。

### 環境整備



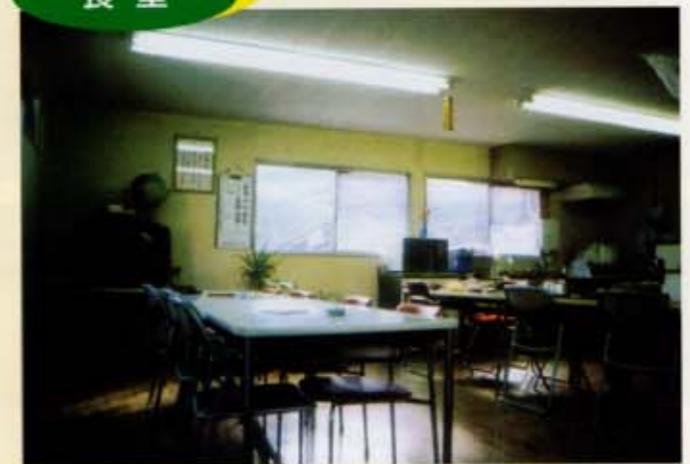
使用されなくなった切り羽のり面に植林をして、殺風景になりがちな採掘現場に潤いを持たせるようにした。

### 洗面所等



作業場の近くに水洗トイレを設置し、常時清潔に保つようしている。

### 食堂



作業現場の近くに給湯設備や冷蔵庫、電子レンジ等を備えた休憩室、食堂を設置した。

### 給湯設備等



夏季の水分補給のために自動販売機も設置した。

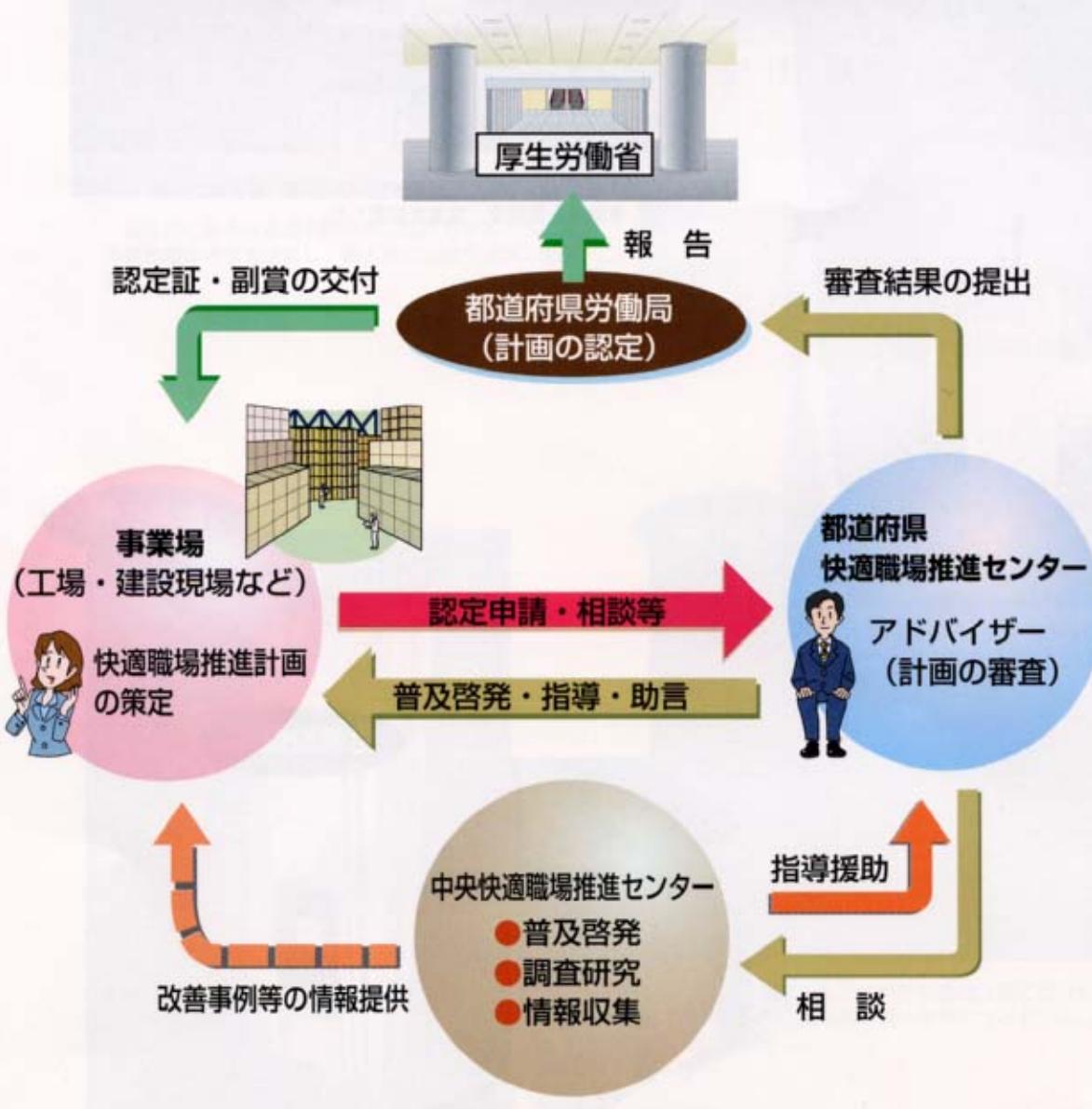
# 快適職場推進計画の認定制度のご案内

快適職場推進計画の認定制度とは、事業者が作成した快適職場推進計画が快適職場指針に照らして適切なものであると認められるとき、これを都道府県労働局長が認定する制度です。

認定を受けようとする場合は、「快適職場推進計画認定申請書」を都道府県快適職場推進センターを経由して、都道府県労働局に提供して下さい。

なお、計画の作り方や申請の方法等は、都道府県快適職場推進センターにご相談下さい。

## 快適職場推進計画認定のフローチャート



快適職場推進計画認定のフローチャート

# 快適職場推進計画の認定を受けると

- あかし
- (1) 労働安全衛生法の規定を守っている証となります。
  - (2) 快適職場づくりに取り組んでいることが内外に形で示せます。
  - (3) 労働災害の防止に寄与します。
  - (4) 労災保険制度の「特例メリット制」の対象となります。
  - (5) 小規模事業場向け職場改善用機器整備等助成金の援助の対象となります。

中央快適職場推進センター（中央労働災害防止協会） 03-3452-6396

都道府県快適職場推進センターは、都道府県労働基準協会（連合会）内に設置されており、同センターの快適職場推進アドバイザーが皆様のご相談をお待ちしております。また、行政へのご相談は、次の各都道府県労働局 労働基準部 労働衛生主管課へご連絡下さい。

北海道快適職場推進センター	☎ 011 (747) 6141	北海道労働局労働衛生課	☎ 011 (709) 2311
青森快適職場推進センター	☎ 017 (777) 4686	青森労働局安全衛生課	☎ 017 (734) 4113
岩手快適職場推進センター	☎ 019 (623) 6521	岩手労働局安全衛生課	☎ 019 (604) 3007
宮城快適職場推進センター	☎ 022 (265) 4091	宮城労働局安全衛生課	☎ 022 (299) 8839
秋田快適職場推進センター	☎ 018 (862) 3362	秋田労働局安全衛生課	☎ 018 (862) 6683
山形快適職場推進センター	☎ 023 (643) 7872	山形労働局安全衛生課	☎ 023 (624) 8223
福島快適職場推進センター	☎ 024 (522) 6717	福島労働局安全衛生課	☎ 024 (536) 4603
茨城快適職場推進センター	☎ 029 (225) 8881	茨城労働局安全衛生課	☎ 029 (224) 6215
栃木快適職場推進センター	☎ 028 (622) 5391	栃木労働局安全衛生課	☎ 028 (634) 9117
群馬快適職場推進センター	☎ 027 (233) 3582	群馬労働局安全衛生課	☎ 027 (210) 5004
埼玉快適職場推進センター	☎ 048 (822) 3466	埼玉労働局安全衛生課	☎ 048 (822) 3713
千葉快適職場推進センター	☎ 043 (241) 2626	千葉労働局安全衛生課	☎ 043 (221) 4312
東京快適職場推進センター	☎ 03 (3556) 1921	東京労働局労働衛生課	☎ 03 (3814) 1659
神奈川快適職場推進センター	☎ 045 (662) 5965	神奈川労働局労働衛生課	☎ 045 (211) 7353
新潟快適職場推進センター	☎ 025 (283) 2201	新潟労働局安全衛生課	☎ 025 (234) 5923
富山快適職場推進センター	☎ 076 (442) 3966	富山労働局安全衛生課	☎ 076 (432) 2731
石川快適職場推進センター	☎ 076 (232) 2973	石川労働局安全衛生課	☎ 076 (265) 4424
福井快適職場推進センター	☎ 0776 (54) 3323	福井労働局安全衛生課	☎ 0776 (22) 2657
山梨快適職場推進センター	☎ 055 (251) 6626	山梨労働局安全衛生課	☎ 055 (252) 4856
長野快適職場推進センター	☎ 026 (223) 0280	長野労働局安全衛生課	☎ 026 (234) 5121
岐阜快適職場推進センター	☎ 058 (279) 3399	岐阜労働局安全衛生課	☎ 058 (245) 8103
静岡快適職場推進センター	☎ 054 (254) 1012	静岡労働局安全衛生課	☎ 054 (254) 6314
愛知快適職場推進センター	☎ 052 (221) 1436	愛知労働局労働衛生課	☎ 052 (972) 0256
三重快適職場推進センター	☎ 059 (227) 3299	三重労働局安全衛生課	☎ 059 (226) 2107
滋賀快適職場推進センター	☎ 077 (522) 1786	滋賀労働局安全衛生課	☎ 077 (522) 6650
京都快適職場推進センター	☎ 075 (321) 2731	京都労働局安全衛生課	☎ 075 (241) 3216
大阪快適職場推進センター	☎ 06 (6353) 7401	大阪労働局労働衛生課	☎ 06 (6949) 6500
兵庫快適職場推進センター	☎ 078 (231) 6903	兵庫労働局労働衛生課	☎ 078 (367) 9153
奈良快適職場推進センター	☎ 0742 (36) 2040	奈良労働局安全衛生課	☎ 0742 (32) 0205
和歌山快適職場推進センター	☎ 073 (432) 2540	和歌山労働局安全衛生課	☎ 073 (422) 2173
鳥取快適職場推進センター	☎ 0857 (52) 7300	鳥取労働局安全衛生課	☎ 0857 (23) 2191
島根快適職場推進センター	☎ 0852 (23) 1730	島根労働局安全衛生課	☎ 0852 (31) 1157
岡山快適職場推進センター	☎ 086 (225) 3571	岡山労働局安全衛生課	☎ 086 (225) 2013
広島快適職場推進センター	☎ 082 (224) 0832	広島労働局安全衛生課	☎ 082 (221) 9243
山口快適職場推進センター	☎ 083 (925) 1430	山口労働局安全衛生課	☎ 083 (995) 0373
徳島快適職場推進センター	☎ 088 (654) 5066	徳島労働局安全衛生課	☎ 088 (652) 9164
香川快適職場推進センター	☎ 087 (869) 4790	香川労働局安全衛生課	☎ 087 (831) 7284
愛媛快適職場推進センター	☎ 089 (921) 7033	愛媛労働局安全衛生課	☎ 089 (935) 5200
高知快適職場推進センター	☎ 088 (861) 5566	高知労働局安全衛生課	☎ 088 (885) 6023
福岡快適職場推進センター	☎ 092 (262) 7874	福岡労働局労働衛生課	☎ 092 (411) 4798
佐賀快適職場推進センター	☎ 0952 (32) 1519	佐賀労働局安全衛生課	☎ 0952 (32) 7155
長崎快適職場推進センター	☎ 095 (849) 2450	長崎労働局安全衛生課	☎ 095 (846) 6347
熊本快適職場推進センター	☎ 096 (356) 1989	熊本労働局安全衛生課	☎ 096 (355) 3186
大分快適職場推進センター	☎ 097 (532) 5763	大分労働局安全衛生課	☎ 097 (536) 3213
宮崎快適職場推進センター	☎ 0985 (25) 1853	宮崎労働局安全衛生課	☎ 0985 (38) 8826
鹿児島快適職場推進センター	☎ 099 (226) 3621	鹿児島労働局安全衛生課	☎ 099 (223) 8279
沖縄快適職場推進センター	☎ 098 (868) 2826	沖縄労働局安全衛生課	☎ 098 (868) 4402

2001.09.20000